

# OLIVA COURT

No.

Membership application

年 月 日

ふりがな -----	
お名前	
印	
生年月日	西暦 年 月 日
年齢	歳
性別	男 女
住 所	ふりがな -----
	都 道 府 県
電話番号	① ②
メールアドレス (任意)	@
保護者記入欄	
ふりがな -----	本人との関係
連絡者名	
印	
ふりがな -----	本人との関係
連絡先住所	
都 道 府 県	
連絡先電話番号	

※上記全てご記入いただきましたらスタッフまでお声がけください。

- こちらの用紙を記入いただいた時点で「会員」として扱われます。
- 同意書の記入が済んでいる。
- 施設ご利用の際は体調や怪我等は自己管理にてお願い致します。
- 学生の場合は学生証を入会時にご提出ください。

OLIVA に入会する為のすべての事項に同意・承諾いたします。	
年 月 日	印
氏 名	

# OLIVACOURT Consent form

当クラブではお客様皆様に安全かつ充実したバスケライフを過ごしていただく為、  
下記の事項に承認・同意を頂いております。

下記の項目全てをご確認・ご了承頂きチェックマークをお付け下さい。  
1つでもご了承頂けない場合はご入会、ご利用はできません。予めご了承ください。

## 【ご入会にあたっての注意事項】

- 伝染病または感染症の恐れのある疾患がない。
- 医師より運動を禁止されていない。
- 一時的な筋肉の痙攣や癱瘓、意識の喪失等の疾患はない。
- 暴力団関係等の反社会勢力関係ではない。
- 薬物・危険ドラッグ等を一切使用しない。
- アルコールやタバコは持ち込まない。
- 刃物や危険物を持ち込まない。
- スタッフの指示に従い、クラブが定めるルール・規則に反しない。

## 【当コートご利用にあたっての注意事項】

- お客様が正常にご利用していただけないと当コート側が判断した場合、  
ご利用停止又は除籍をさせていただく事がございます。
- 施設内、駐車場内での盗難・事故・トラブル等に関して、人的・物的な損害の賠償を含め、  
コート側に明確な過失のある場合を除き、一切の責任を負いません。
- セキュリティ強化の為クラブ内には監視カメラがございます。
- スタッフの指示、ルールに従い他のお客様に迷惑を掛けない。
- SNS等で他のお客様に関して個人情報の開示や名誉毀損・誹謗中傷にあたる行為をしない。
- SNS等でクラブに対する営業妨害にあたる行為をしない。
- OLEA さんでの購入品・水筒を除き一切の飲食物の持ち込みは禁止です。
- バスケットボール以外のボール持ち込みやその他スポーツは禁止です。
- ダンクシュートは禁止です。

上記の項目すべて及び別紙の利用規約に了承し、ルールを厳守し各項目に同意致します。

令和 年 月 日

ご署名

印

OLIVACOURT  
Terms of service  
利用規約

## 名 称

第1条 名 称：OLIVA COURT（以下当コートといいます）

## 運 営

第2条 当コートの運営・管理（メンバー資格の得喪変更、利用費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は一般社団法人 OLEA PLUS が行います。

## 入会資格

第4条 ①当コートに入会できる方は、本コートの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。  
（以下「メンバー」といいます）

②暴力団構成員、メンバーの円滑なコートライフに支障を来す可能性がある方、その他当コートが不適当と認める方は、入会資格がありません。

また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます

## 入会手続

第5条 ①当コートに入会する方は所定の入会手続きを行い、当コートの承認を得た上、定める入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求められることがあります。

②入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、本規約第11条に定める危険負担と当コートの免責につき同意するものとします。

## 入会金

第6条 メンバーは、当コートの定める入会金を、所定の方法で当コートに支払わなければなりません。

なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

## 資格停止及び除名

第7条 当コートは、メンバーが次の各号の一つに該当すると認められた場合は、メンバー資格の一時停止または除名をすることができます。

- 当コートの備品などを故意に毀損したとき。
- 本規約、その他本コートが定める規則に違反したとき。
- 当コートの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
- メンバーとして品位を損なうと認められる非行があったとき。
- 当コートの合理的な指示・指導に従わないとき。
- その他当コートが、社会通念に照らし、当コートメンバーとしてふさわしくないと認められたとき。

## 利用料等の支払

第8条 メンバーは、当コートの定める利用料等を所定の方法で支払わなければなりません。

支払方法等は当コートが定めるものとします。

## 休業

第9条 当コートは、原則として別紙に表記する日を定休日及び季節休業とします。

また、その定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、その他当コートの都合により休業することがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として2週間前までにSNSにてお知らせします。

ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

## 利用制限等

第10条 当コートは、次の事由により廃止または閉鎖または臨時休業することができます。

- 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で当コートの業務遂行に支障があるとき。
- 施設の改造または補修工事実施のとき。
- 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
- 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
- その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

## メンバーの利用及び事故

第11条 ①メンバーは、自己の責任と危険負担において、他のメンバーと協調して、当コートの施設を利用するものとします。

②当コートは、メンバーが当コートの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、当コートの責めに帰すべき事由が無い限り、責任は負いません。メンバー同士の当コート内外でのトラブルについても同様とします。

③メンバーは、当クラブにおいて、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、当クラブの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

## 変更事項

第12条 メンバーは、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更があった場合は速やかに所定の書面で届け出るものとします。

## 諸費用の改定

第13条 当コートは、本規約に基づいてメンバーが負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、当コートは改定日の1ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページ及びSNSにてメンバーに告知するものとします。

## 細則

第14条 本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は当コートが定めるものとします。

## 改定

第15条 本規約の改定及び変更は当コートにより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全てのメンバーに及ぶものとします。なお、当コートが本規約の改定及び変更を行うときは改定日の1ヶ月前までにその内容を施設内への掲示及び当社ホームページ及びSNSにてメンバーに告知するものとします。

## 附則

第16条 本規約は2023年7月1日より施行します。